

山形県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 がん、心臓病や脳卒中等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うため、山形県生活習慣病検診等管理指導協議会(以下「協議会」という。)を設置・運営する。

(組織)

第2条 協議会に、循環器疾患等部会、消化器（胃がん・大腸がん）部会、子宮がん部会、肺がん部会及び乳がん部会（以下「各部会」という。）を置く。

2 各部会の連絡・調整を図るため、全体会を置く。

(委員)

第3条 協議会の委員は、各部会にあっては8名以内とし、知事が任命または委嘱する。

2 各部会の部会長は、全体会の委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会役員)

第5条 各部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 各部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 各部会は、関係者から意見を聴取することができる。

(全体会)

第7条 全体会の役員及び会議について、第5条及び第6条の規定を準用する場合において、「各部会」を「全体会」に、「部会長」を「会長」に、「副部会長」を「副会長」に読み替えるものとする。

(各部会の構成及び運営)

第8条 各部会の構成及び運営は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（改正：平成20年3月31日付け、健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に規定するとおりとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課で処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の設置・運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 平成10年 7月 1日 施行

平成18年 4月18日 一部改正

平成20年 5月22日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成30年	4月	1日	一部改正
令和 3年	4月	1日	一部改正
令和 6年	4月	30日	一部改正

別 添

健康診査管理指導等事業実施のための指針

第1 事業の目的

心臓病、脳卒中等の生活習慣病予防対策として保健事業等が広く実施されているが、このうち健康診査については、精度管理の面から要精検率や疾病発見率等の把握が重要であるほか、健康診査に従事する者の資質の向上、細胞検査士の養成が必要である。

また、地域保健サービスとしての保健事業の効率的な実施のための職域保健サービスとの連携の必要性が高まってきている。

このため、がん、脳卒中等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上や細胞検査士の養成を行うほか、保健指導に当たる市町村保健師等の研修を行い、また、職域保健サービス提供主体との協議の場を設けて相互の連携の強化を図り、もって保健事業等がより効果的、効率的に実施されることを目的とする。

第2 事業の実施主体

都道府県とする。

第3 生活習慣病検診等管理指導協議会の設置及び運営

1 趣旨

都道府県は、がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、生活習慣病検診等管理指導協議会を設置・運営するものである。

2 組織

生活習慣病検診等管理指導協議会は、循環器疾患等部会、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、大腸がん部会及び生活習慣病登録・評価等部会の7部会で構成するものとする。

3 循環器疾患等部会

(1) 部会の構成

部会は、保健所、医師会、循環器疾患等の予防に知識と経験を有する者等特定健康診査等にかかわる専門家によって構成するものとする。

(2) 部会の運営

循環器疾患等部会は、次の事項について審議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

ア 医療保険者等において実施した特定健康診査等の受診率、及び選択実施項目別の実施率、異常率等を検討するとともに、その効果や効率を評価し、今後における特定健康診査等の実施方法等について検討する。

イ 特に、特定健康診査等の結果から医療機関を受診する必要があるとされた症例又は医療機関を受診している症例については、検討会を設ける等の方法により検査結果、治療の状況等を検討し、特定健康診査等の効果や効率を評価する。

ウ 検診実施機関における検診機器の保守点検、心電図及び眼底写真の撮影技術及び判定結果並びに血液検査の標準化等を評価し、今後における精度管理の在り方について検討する。

また、これらの業務を適切に行うため、必要に応じて検診実施機関の实地調査を行う。

エ その他特定健康診査等の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

4 胃がん部会

(1) 部会の構成

胃がん部会は、保健所、医師会及び日本消化器がん検診学会等に所属する学識経験者、診療放射線技師等胃がん検診にかかわる専門家によって構成するものとする。

(2) 部会の運営

胃がん部会は、次の事項について審議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

ア 市町村において実施した胃がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から胃がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の胃がん検診の実施方

9 生活習慣病登録・評価等部会

(1) 部会の構成

部会は、保健所、医師会、学識経験者、登録担当者など、生活習慣病登録評価事業にかかわる専門家によって構成するものとする。

(2) 部会の運営

生活習慣病登録・評価等部会は、次の事項について審議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

ア 生活習慣病予防対策を効果的、効率的に推進するため、がん等の生活習慣病患者の登録を実施し、罹患率、受療状況、生存率等の集計、解析等生活習慣病の動向について検討する。

イ 生活習慣病登録によって得られた情報、死亡統計からの情報、市町村において実施される健康診査に関する情報等を総合的に判断し、市町村で実施される健康診査等生活習慣病予防対策について他の6部会との連携を保ちその協力を得て、評価を行う。

ウ その他生活習慣病の登録事業及び生活習慣病予防対策の評価に必要な事項を検討する。

10 実施上の留意事項

(1) 都道府県は、事業の実施に当たっては市町村と連絡・調整を行うとともに、関係団体及び関係機関に対し、事業の趣旨を周知徹底して積極的な協力を求め、事業の円滑な遂行を図るものとする。

(2) 生活習慣病検診等管理指導協議会の業務は、医療保険者及び市町村で実施される健康診査の評価に限らず、職域等で実施されている集団健診等も可能な限り対象として、地域・職域連携推進協議会や保険者協議会等との連携の下、その精度管理の実態や受診率等について把握し、事業の総合的な推進を図るよう努めるものとする。

第4 生活習慣病検診等従事者講習会

1 趣旨

特定健康診査等、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、生活習慣病検診等管理指導協議会の指導の下に講習会を開催するものである。

2 講習会の種類及び内容

- 4 受講人員
各講習会の種類ごとに10名程度とする。
- 5 期間及び開催回数
1日とし、年12回程度開催するものとする。
- 6 開催場所
都道府県が指定する場所とする。

第5 生活習慣病登録・評価事業

1 趣旨

生活習慣病予防対策を効果的に推進するため、生活習慣病登録・評価等部会の指導の下に、生活習慣病登録・評価事業（がん等の生活習慣病患者を登録し、罹患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行うことをいう。以下同じ。）を行うものである。

2 事業内容

（1）登録の方法

がん等の登録の方法については、地域の実情を考慮しつつ、関係諸機関の協力を得て決定するものとする。

なお、登録を実施するに当たっては、「地域がん登録の手引き改定第5版」（平成19年5月）を参考とするものとする。

（2）患者登録票の整備とその保管

収集した情報は個人ごとに整理するとともに患者登録票を作成し、その保管に当たっては個々の患者の秘密が保持されるよう厳重に注意するものとする。

（3）登録情報の集計、解析及びその結果報告

ア 収集、整理した登録情報に基づき、生活習慣病の罹患率、受療状況、生存率等を集計及び解析するものとする。

なお、この際、患者登録票と市町村において実施される健康診査を受診した者の全員又はその一部の者の受診結果とを照合することによって、健康診査の死亡率の減少に対する寄与度等を解析し、生活習慣病予防対策の推進に資するものとする。

イ 解析した結果については年ごとにまとめ、関係機関に報告するものとする。

(4) 登録の精度の管理とその向上

登録に当たっては、その精度を常に管理し、その向上に努めるものとする。そのため、医療機関等に対し届出体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて医療機関等に出張し、情報を採録するものとする。

(5) その他の留意事項

この事業を推進するに当たっては、医師会、医療機関、大学、保健所、市町村等関係機関の協力を求め、これら機関と密接な連携を保つものとする。

また、「「地域リハビリテーション推進のための指針」の策定について」(平成18年3月31日老老発第0331006号厚生労働省老健局老人保健課長通知)における脳卒中情報システムの整備に掲げる脳卒中委員会と連携し、生活習慣病登録・評価事業の充実を図るものとする。



第6 生活習慣病検診等従事者研修会の開催

1 趣旨

細胞診は、今後子宮がん検診及び肺がん検診の受診率の向上に伴い検体が増加することが予想されるため臨床検査技師等を対象とした研修を行い、細胞診従事者の確保を図るものである。

2 研修の内容

研修の内容を定めるに当たっては、日本臨床細胞学会の協力を得て行うものとし、概ね次のとおりとする。

(1) 細胞診総論

細胞診技師としての心構え、細胞の見方、細胞診及び組織診、細胞診手技、細胞の構造及び機能

(2) 女性性器細胞診

正常細胞、非腫瘍性細胞及び腫瘍性細胞の細胞診

(3) 喀痰細胞診

正常細胞、非腫瘍性細胞及び腫瘍性細胞の細胞診

(4) 細胞診の実技の修得

(5) その他必要な事項

3 対象者

臨床検査技師等であって、これから細胞診検査に従事しようとするものとする。

別 紙

健康診査管理指導等事業の実施に係る留意事項

1 健康診査の効果及び効率の評価について

- (1) 循環器疾患等部会における特定健康診査等の効果及び効率の評価は、性別・年齢階級別の受診者数及び受診率、特定保健指導区分別人数及びその率、各検査項目別異常所見数及びその率等について一覧表を作成する等の方法により行うこと。
- (2) がんに関する各部会における各がん検診の効果及び効率の評価は、性別・年齢階級別の受診者数及び受診率、要精検者数及び要精検率、精検受診者数及び精検受診率、がんの発見数及びがん発見率、がん以外の疾患の発見数及びその発見率等について一覧表を作成する等の方法により行うこと。

2 症例の検討について

(1) 循環器疾患等

特定健康診査等の結果医療機関を受診する必要があると判断された症例又は医療機関を受診している症例の検討は、年齢、性別、過去の検診受診状況、医療機関受診の結果、治療の状況等の項目について行うこと。

また、生活習慣病登録・評価事業において登録が行われている場合には、上記項目について特定健康診査等の結果医療機関を受診する必要があると判断された症例又は医療機関を受診している症例とそれ以外の脳卒中等の症例と比較検討を行うこと。

(2) がん

精密検査の結果がんと診断された症例の検討は、年齢、性別、過去の検診受診状況、組織型、臨床病期、治療の状況、生存の状況等の項目について行うこと。

また、生活習慣病登録・評価事業においてがん登録が行われている場合には、上記項目について、精密検査の結果がんと診断された症例とそれ以外で発見された症例とで比較検討を行うこと。

3 報告の依頼について

上記1及び2の事業を行うために必要な報告は、地域の実情に応じて、市町村から又は市町村を経由して若しくは直接に検診実施機関、医療機関等から求めること。